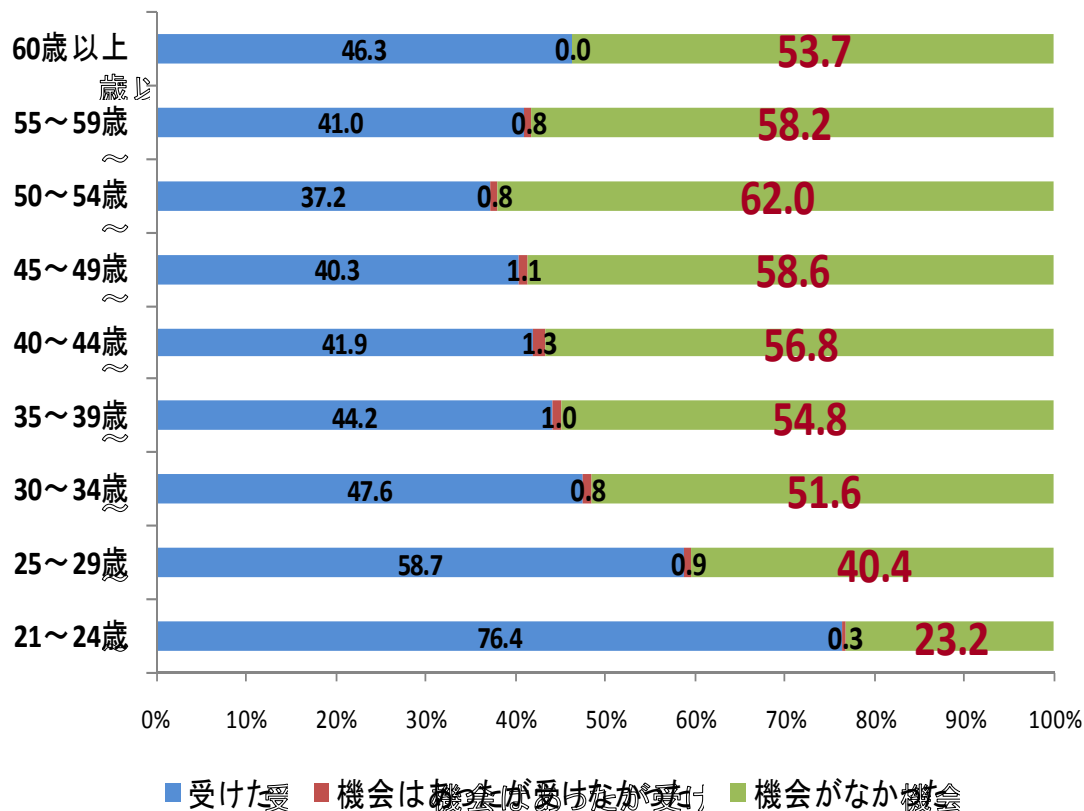


新任期における プリセプター（指導保健師）による指導の機会

○プリセプターによる指導の機会が無かった者は全体で52.6%。
○しかし、20代前半でも23.2%がプリセプターによる指導の機会が無い状況。



保健師の現任教育

- 過去1年間に自主勉強会に参加しているのは、約6割強の保健師である。
- 学会へ参加しているのは約2割強である。

図 自主勉強会への参加状況（過去1年）

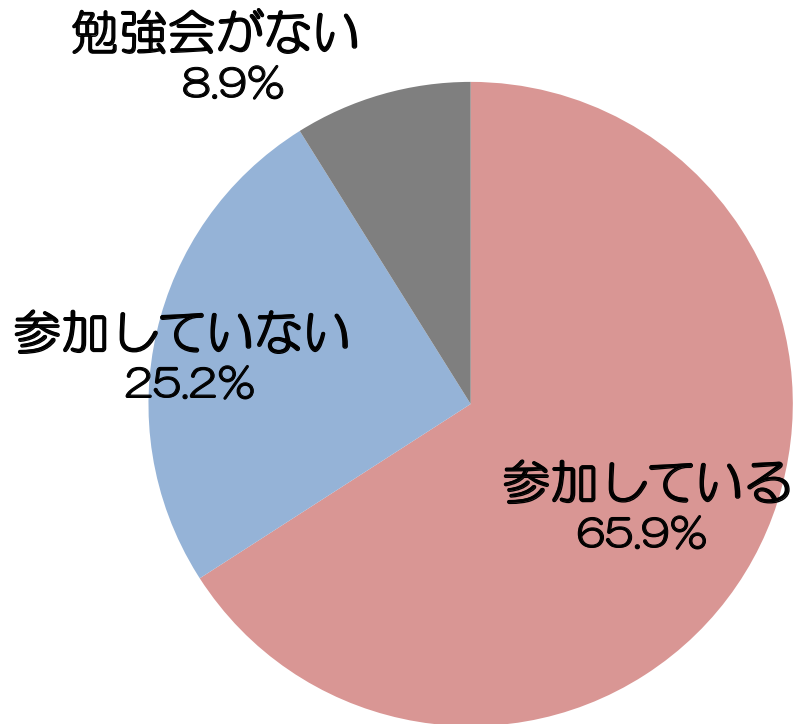
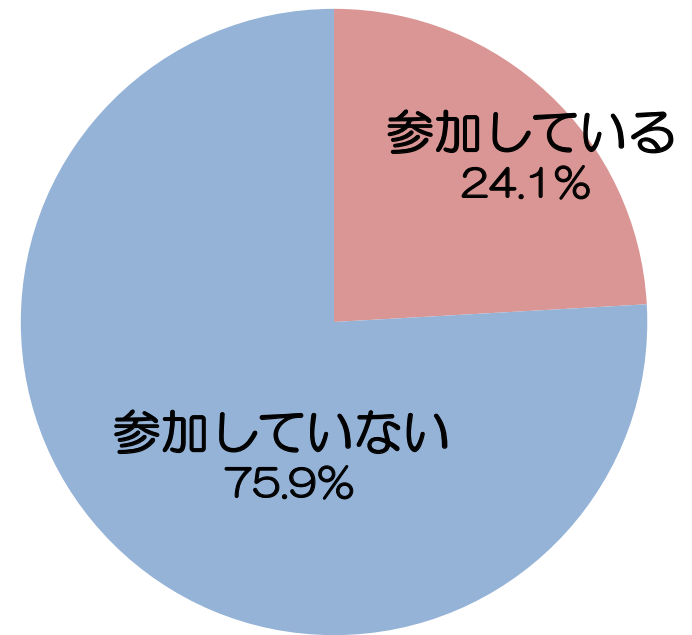
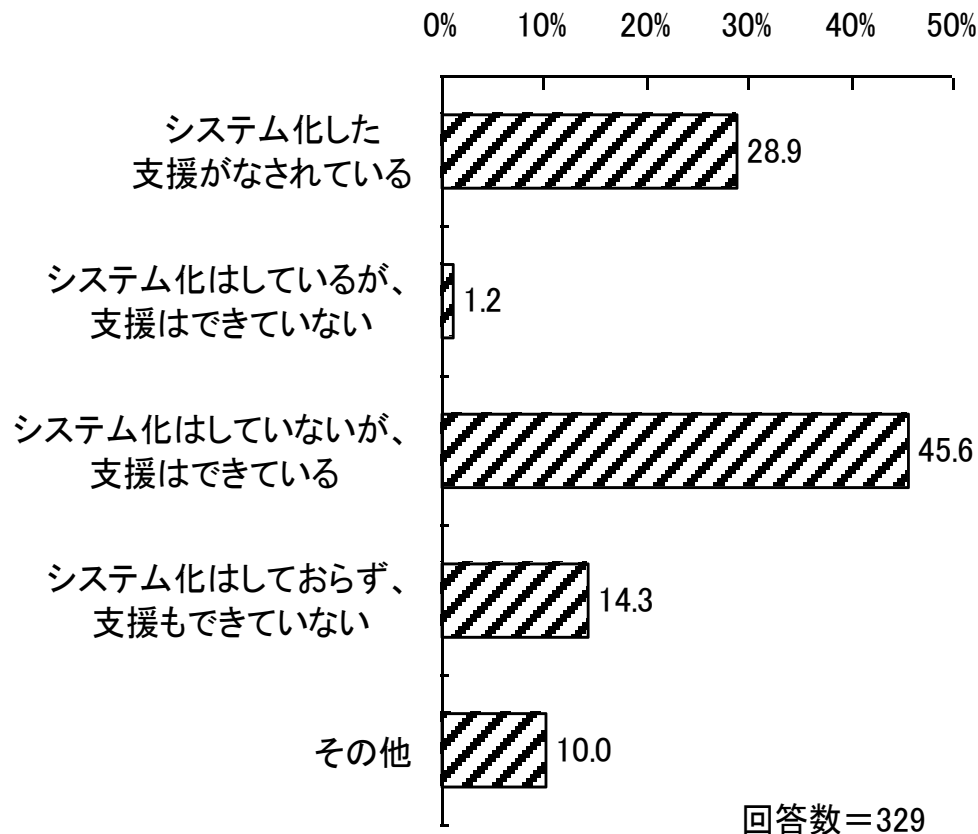


図 学会への参加（過去1年）



県型保健所における 市町村の地域保健関係職員に対する現任教育

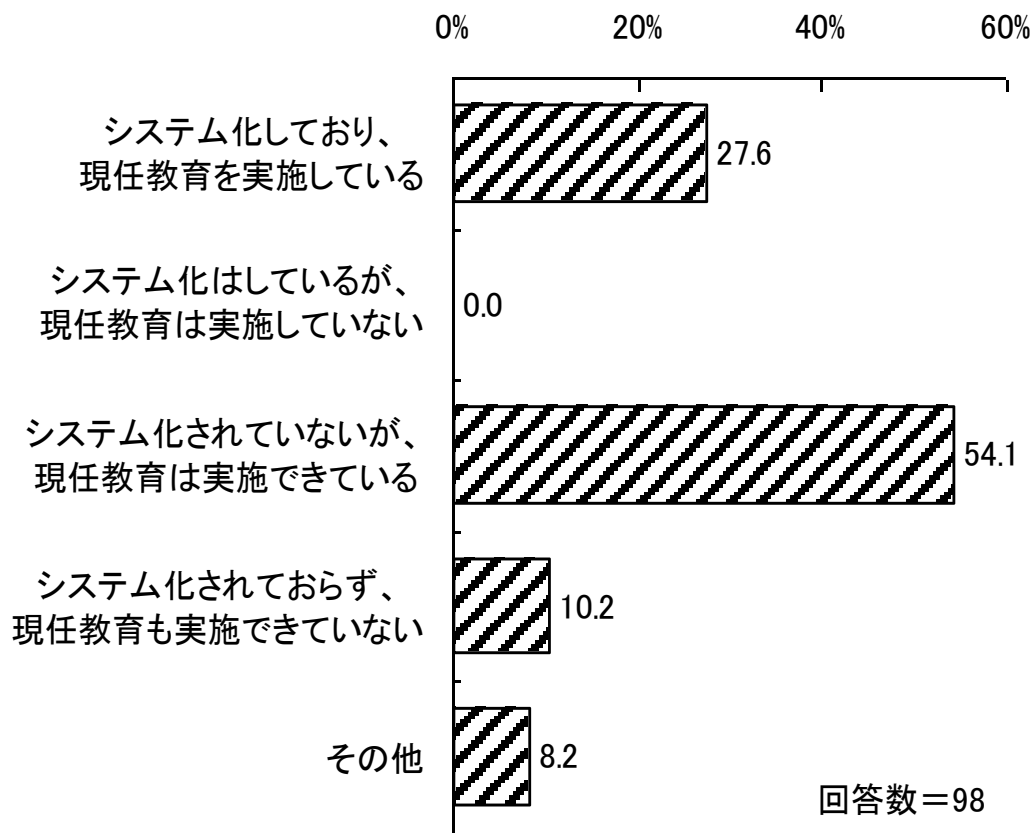
○市町村の地域保健関係職員に対する現任教育のうち、システム化された支援がなされている県型保健所は28.9%である。



※調査対象は全県型保健所(380保健所)

市型保健所における所内保健師の現任教育のシステム化

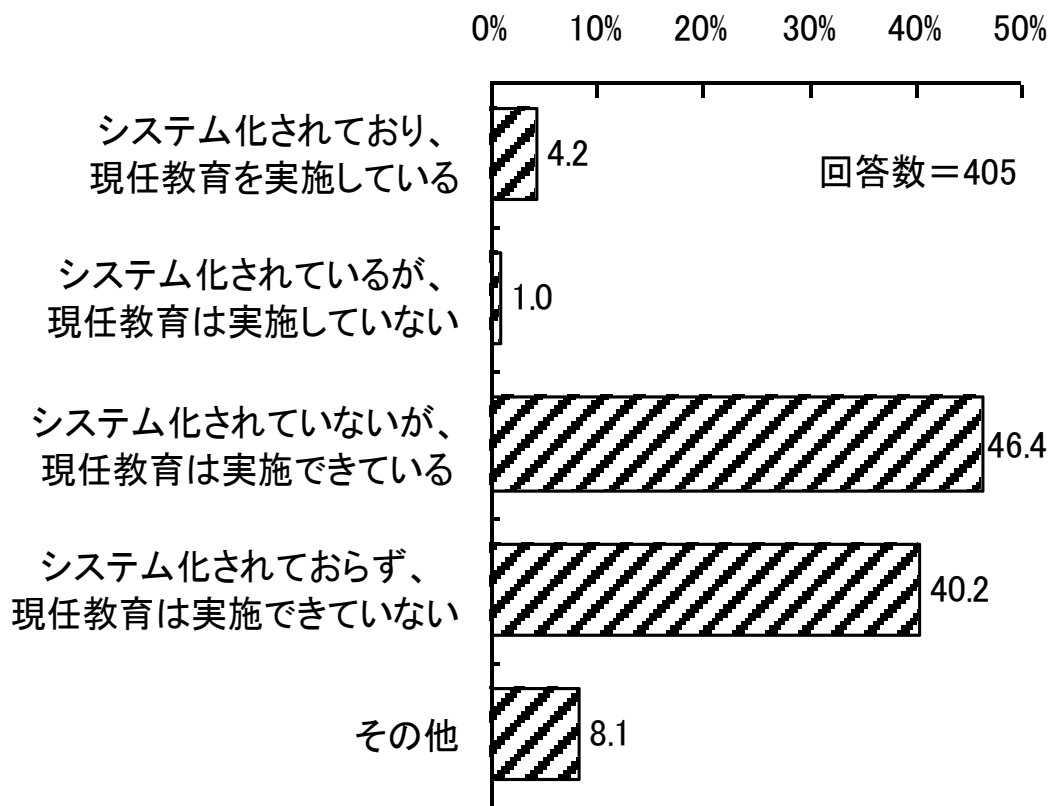
○保健所内の保健師に対する現任教育のうち、システム化された支援を実施している市型保健所は27.6%である。



※調査対象は全市型保健所(130保健所:政令指定都市、中核市、その他の政令市)

市町村（保健所設置市を除く）における 保健師に対する現任教育のシステム化

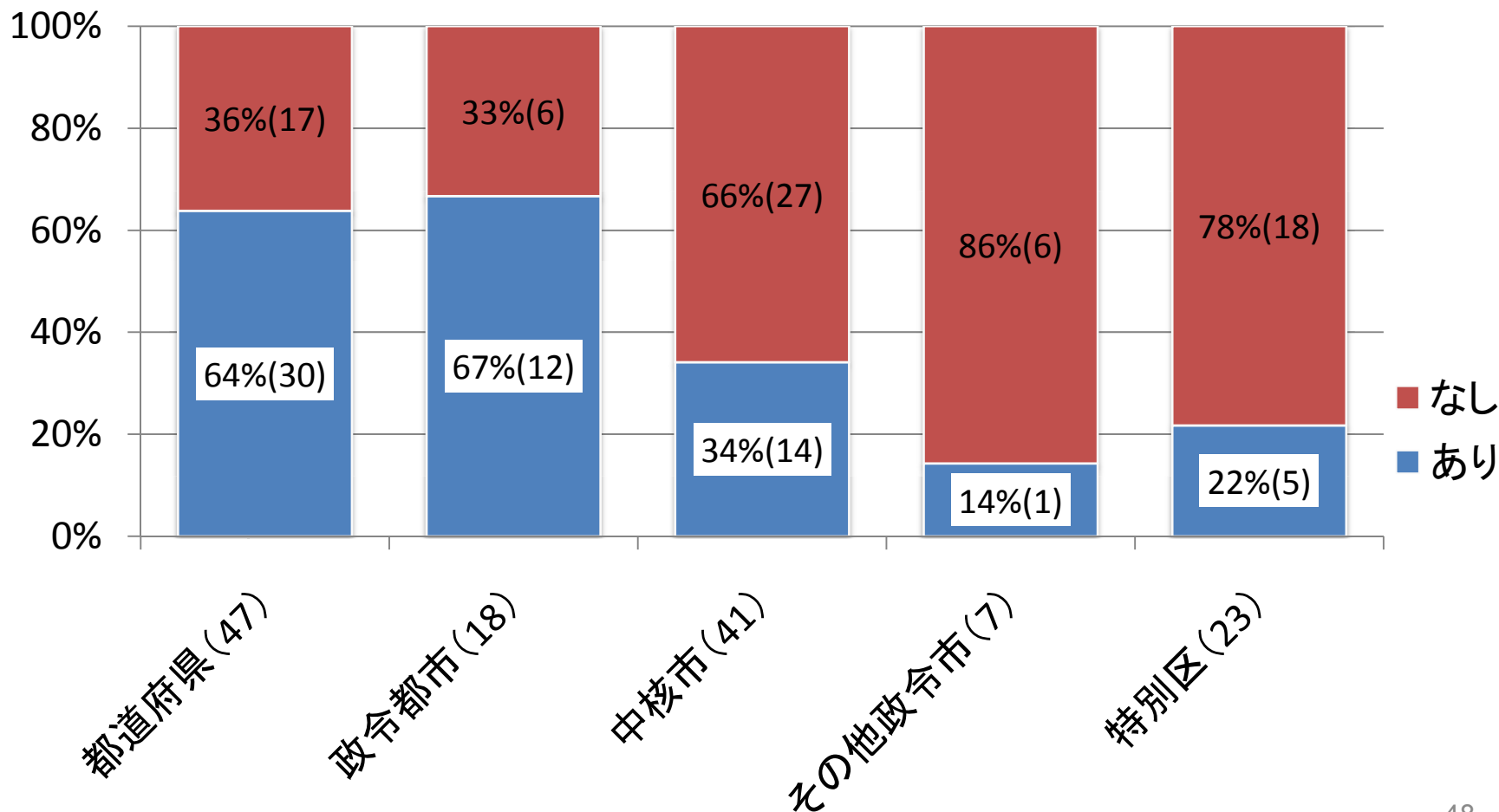
○市町村（保健所設置市を除く）の保健師に対する現任教育のうち、システム化された支援をしている市町村は4.2%である。



※調査対象は無作為抽出した600市町村（保健所設置市を除く）

新人保健師教育ガイドライン策定状況

○自治体区分別では都道府県、政令指定都市は新人保健師教育ガイドラインを策定している割合は高いが、中核市、その他政令市、特別区はガイドラインが策定されている割合が低い傾向にあった。



保健師助産師看護師法の一部改正

一 受験資格の改正

- 1 保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。
(第十九条関係)
- 2 助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。
(第二十条関係)
- 3 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業したものを明記すること。
(第二十一条関係)

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないものとする。

(第二十八条の二関係)

※平成22年4月1日施行

保健師の教育・研修に関する主な法的な位置づけ

「地方公務員法」－抜粋－

第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

二 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

「地域保健法」－抜粋－

第三条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

「労働安全衛生法」－抜粋－

第六十三条 国は、事業者が行う安全又は衛生のための教育の効果的实施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」－抜粋－

第四 事業実施上の留意事項

一 保健事業の担当者

2 担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣の改善等に向けた取組の目的及び内容を理解させ、さらに知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行うこと。その際には、効果的な研修を行うため、他の保険者等と共同して行うことも有効であること。